

## 知多半島医療圏保健医療計画について

## 1 趣旨

現在の知多半島医療圏保健医療計画（以下「医療計画」という。）は平成 30 年度から令和 5 年度までのものである。

医療計画は 3 年ごとに、必要に応じて中間見直しを行なうこととされているが、厚生労働省通知により、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、計画 4 年目である令和 3 年度に見直しを行なうこととし、主に数値等の時点修正を実施した。

## 2 計画期間

令和 4 年度から令和 5 年度まで（2 年間）

## 3 スケジュール（予定）

年月	県計画	医療圏計画
令和 3 年 3 月	医療審議会 諮問 原案決定	
4 月		
5 月	意見照会・パブリックコメント	
6 月	↓	
7 月		
8 月		圏域保健医療福祉推進会議（原案検討）
9 月		31 日：県医療福祉計画課に原案を提出
10 月		
11 月	4 日：医療体制部会（修正案審議） 26 日：医療審議会（最終案審議）	4 日：医療体制部会（原案審議） 26 日：医療審議会（原案決定）
12 月		意見照会・パブリックコメント
令和 4 年 1 月		↓
2 月		圏域保健医療福祉推進会議 （修正案検討）
2 月		15 日：医療体制部会（修正案審議）
3 月	28 日：医療審議会（医療圏最終案審議、答申） 策定・公示	